

方  
法

一 國不驪造勞働組合本部ニ居る、常任幹部張委員ヲ選出シコト

但シ其一人選出後ハ國不驪造勞働組合會一任ノコト

六 常任委員ハ各支部員十協力シテ各地ノ協議宣傳二責任ヲ以テ從事スル者

三 必要ト認ム品糧食ハヤ一地方ニ於テ宣傳演説会ヲ開催スルコト

但シ演説会費用ハソニ支部ニテ負担スルコト

四 常任委員、月給ハ定額協議張費用ヨリ支度シ張費用ハ入会金

予支出スルコト

但名支部協議員、費用ハ支部負担スルコト

⑥

失業者救濟ニ關スル件

市川支部提出

說明

木村秀吉

理由

今ヤ本組合ハ多事多端、場面ニ轉シ經濟鬪争ニ政治運動イテニ依リテ運動ハ其ノ幹部タル組合員タル、別ナク実ニ寧日一キ狀態ナルコトハ勿論タルが其ノ直接活動ニ賣ニアル開上、繁忙ヲ極メ居ルコトヲ推察スルモノデアル。資本家階級ノ不斷ノ獻血ト挑戦上ニ對シ組合ハ困絶スルコトニ依リテ勝利ヲ得ルノアリ加其ノ銃鋒ヲ以テ彼等ノ牙城ヲバ粉碎セント内迫立闘ニ努力シ候リ勝利ヲ期スルコトハ言ヲ待タナリ。

然ルニ今日古今東西ヲ通シテノ少ノ劣質戰士於テ五七等、

關士、老人老婦人被辱、最後ノ年級タル緋腰ニ依リ行奪ヒ